

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県特別会計条例	公 布 日	昭和39年3月25日	
条例番号	昭和39年三重県条例10号	直近改正日	平成24年3月27日	
所管部局課	総務部財政課	電 話 番 号	059-224-2119	
条例の概要	特定の事業を行なう場合や、特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、特別会計を設置するものである。	条例の種類	委任型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	本条例で規定する特別会計は、その事業の性質上、一般会計と区分して経理を行う必要があることから、地方自治法第209条第2項の規定に基づき条例で定めることに妥当性がある。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	特定の事業を行うあたり、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	特別会計の設置にあたっては、地方自治法第209条第2項により、条例での規定が必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第209条第2項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正を検討する	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考えられるが、別表1に掲げる三重県林業改善資金貸付事業特別会計の設置目的にかかる法律名について、法律名の変更に伴う改正がなされていないことから、改正が必要である。		無